

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答
1	入札公告		(4)				予定価格	予定価格に対し、建設費・運営費それぞれの上限はないという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
2	入札説明書	10	第4章	2	(1)		募集予定及び選定スケジュール（予定）	SPCを設立する場合、㊸基本協定の締結から㊹仮契約の締結までに設立が間に合わなかった場合には、契約締結スケジュールの変更協議は可能でしょうか。	不可とします。事業者責務による契約締結の遅れは事業者リスクとなります。なお、落札者決定から仮契約内容の両者合意まで約30日間を想定しています。
3	入札説明書	10	第4章	2	(1)		募集予定及び選定スケジュール（予定）	上記質問にて協議可能とのご回答の場合であっても、SPC設立の遅延により契約締結が遅れた場合にはペナルティの対象となるという理解でよろしいでしょうか。	No2の回答をご参照ください。
4	入札説明書 添付資料5	添付 -5	添付 資料5				リスク分担 （不可抗力リスク）	平年の降雪・積雪状況から構内除雪・融雪に関する作業量や電力量等を計画いたしますが、想定を大幅に超えた豪雪（不可抗力）の場合には、協議対象になるとの認識でよろしいでしょうか。 協議が可能となる豪雪の基準についてご教示願います。	原則協議対象としません。中長期における気候の変動が認められた場合には協議対象とする可能性があります。
5	入札説明書 添付資料7	添付 -20	添付 資料7	(3)	ア	(イ)	地元企業への発注金額の達成状況確認	地元雇用人数や全体雇用に対する雇用割合、雇用金額について、提案書や様式に記載した数量に未達だった場合は、地元発注金額と同様にペナルティがあると理解してよろしいでしょうか。	提案事項になるため、履行義務が発生します。毎年度モニタリングで確認し、未達の場合はペナルティを含めた是正指示を出すことになります。
6	入札説明書 添付資料	23	(1)	ア			基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	基礎審査に関する提出書類【正本】につきまして、「図1に示すように袋綴じで作成」とありますが、特に様式第6号については、設計仕様書等の提出のため、枚数が膨大になることが予想されます。 つきましては、袋綴じで作成することが困難なため、パイプ式ファイルやマチの広いフラットファイル等で作成することをお認めいただけないでしょうか。 また袋綴じでの提出の場合、どのように袋綴じすることを想定されておられるかご教示いただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 様式第6-1号から6-5号を（A4版、6-4号及び6-5号は両面印刷も可）綴じこんでください。なお、枚数が多い場合は複数冊での提出も可とします。
7	要求水準書（設計・建設業務編）	8	第1章	第2節	9		(6) 電話・通信	引き込む電話及びインターネット配線については、市様及び運営事業者のそれぞれ利用者が開設費用や通信費用を負担すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、敷設するための電線管工事等は本工事に含むものとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答																																				
8	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1			(2) 処理対象物及び計画ごみ処理量	月ごとの搬入量、または月別搬入係数のデータがあればご教示願います。	令和7年度データを別途送付しますのでご参考ください。ただし、参考データになりますので、本データの変動が上限ではありません。																																				
9	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(2)		処理対象物及び計画ごみ処理量	動物の死骸等が搬入される計画となっておりますが、現在の搬入実績数量及び新施設での想定搬入サイズについてご教示願います。	実績数のデータはありません。また、搬入のサイズは、ホップの大きさ等による事業者提案であり、それを踏まえて市では搬入条件を設定します。																																				
10	要求水準書（設計・建設業務編）	12 83	第1章 第2章	第3節 第6節	1 -	(5) -	カ -	設備方式 余熱利用設備	第1回質問回答（No. 68）において、さわやかセンター以外で必須の余熱利用設備について、場内の冷暖房設備及び給湯用温水設備との回答をいただいております。一方で第1回質問回答（No. 27、No. 28）では給湯、暖房については、電気式をお認めいただいております。No. 68の回答は余熱利用可能な設備をお示しいただいているもので、エネルギー回収率10%の達成を前提に方式については事業者提案可能と理解してよろしいでしょうか。	さわやかセンター以外の余熱利用設備については、貴社ご理解のとおりです。																																				
11	要求水準書（設計・建設業務編）	13	第1章	第3節	1			(6) 余熱利用計画	余熱利用施設への温水の供給について、供給の時間帯、土日・正月期間の供給有無等の条件をご教示ください。	余熱利用施設（さわやかセンター）への温水供給は12/28～1/3までの年末年始期間及び週1回の休炉日を除く8:00～20:00を原則としますが、詳細は実施設計協議によります。																																				
12	要求水準書（設計・建設業務編）	16	第1章	第3節	2	(4)	(イ)	表1.13 搬出車両の種類	マテリアルリサイクル推進施設における、ビン搬出車両以外の搬出車両の詳細寸法をご教示願います。	次表のとおりです。 (単位:mm) <table><tr><th>車種</th><th>全長</th><th>全幅</th><th>全高</th></tr><tr><td>10tダンプ</td><td>9,500</td><td>2,500</td><td>3,300</td></tr><tr><td>2tダンプ</td><td>4,700</td><td>1,700</td><td>2,000</td></tr><tr><td>4tダンプ</td><td>5,500</td><td>2,200</td><td>2,500</td></tr><tr><td>軽トラック</td><td>3,390</td><td>1,470</td><td>1,800</td></tr><tr><td>20tダンプ</td><td>9,600</td><td>2,500</td><td>3,650</td></tr><tr><td>10tユニック</td><td>12,000</td><td>2,500</td><td>3,700</td></tr><tr><td>4tパッカー</td><td>7,200</td><td>2,200</td><td>2,900</td></tr><tr><td>4tトラック</td><td>9,600</td><td>2,500</td><td>3,800</td></tr></table>※各車両の最大寸法	車種	全長	全幅	全高	10tダンプ	9,500	2,500	3,300	2tダンプ	4,700	1,700	2,000	4tダンプ	5,500	2,200	2,500	軽トラック	3,390	1,470	1,800	20tダンプ	9,600	2,500	3,650	10tユニック	12,000	2,500	3,700	4tパッカー	7,200	2,200	2,900	4tトラック	9,600	2,500	3,800
車種	全長	全幅	全高																																											
10tダンプ	9,500	2,500	3,300																																											
2tダンプ	4,700	1,700	2,000																																											
4tダンプ	5,500	2,200	2,500																																											
軽トラック	3,390	1,470	1,800																																											
20tダンプ	9,600	2,500	3,650																																											
10tユニック	12,000	2,500	3,700																																											
4tパッカー	7,200	2,200	2,900																																											
4tトラック	9,600	2,500	3,800																																											

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
13	要求水準書（設計・建設業務編）	17	第1章	第3節	2	(5)	ウ	ビン・缶処理系統	受入ヤード方式（生ビンの選別回収）とのことですが、ビン・缶が混在した状態で搬入されること、また生ビンの割合が少ないことから、受入ヤードでの生ビン回収は作業効率が悪く、危険も伴います。つきましては、手選別室（コンベヤ上）での生ビン回収とさせていただいてよろしいでしょうか。	生ビンは一般持込を主な対象としており、受入ヤードから回収することが可能です。そのため、要求水準書のとおりとします。
14	要求水準書（設計・建設業務編）	18	第1章	第3節	2	(6)	ア	破砕処理後の寸法	低速回転式破砕機の破砕寸法が300mm以下となっておりますが、後段の高速回転式破砕機の破砕寸法への影響がなく、枝・木類の破砕は別途専用機で処理する場合には、低速回転式破砕機の破砕寸法を400mm以下とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
15	要求水準書（設計・建設業務編）	18	第1章	第3節	2	(6)	ア	(ア) 低速回転破砕機	低速回転破砕機による処理後の寸法(300mm以下・重量割合85%以上)について確認します。篩分け試験では最小断面幅で判定されるため、棒状の対象物については、長さが300mmを超えていても「300mm以下(適合)」として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、詳細は実施設計によります。
16	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第5節	2	(5)	コ	(カ) 事業区域の近接地	仮設工事（オ）に規定される「事業実施区域の近接地（約4,800㎡）」とは、新搬入道路計画図に示される紫色部分の計画未定区画を指すものと理解してよろしいでしょうか。 また、当該用地は仮設建物（現場事務所等）及び工事関係者の通勤車両駐車場として利用可能でしょうか。さらに、これらの用途に支障のない範囲において、残土置場として利用することは可能でしょうか。	前段については貴社ご理解のとおりです。 後段については、駐車場として利用可能ですが、使用台数、使用方法、使用時間等を含めて詳細は実施設計で計画書を提示して頂き、協議とします。なお、残土に関しては事業実施区域内で保管することを計画してください。ただし、当該用地に限り一時保管を認めますが、保管方法等については協議とします。
17	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第5節	2	(5)	コ	(カ) 事業区域の近接地	事業実施区域の近接地の仮設用地（4800㎡程度）は工事期間中利用可能と有りますが、使用期間は令和13（2031）年3月31日まででしょうか。 （残務等で使いたい場合に4月1日以降も利用することは可能でしょうか。） また、仮設用地使用前の敷地状況（砕石敷仕上げなど）、仮設用地使用後の原状回復の要否または指定引渡し状況があればご教示願います。	使用可能な期間は、工事契約の期間である令和13年3月31日までです。 また、使用前の敷地状況は盛土転圧仕上げです。使用後の引渡し条件は原則原状回復としますが、詳細は実施設計時協議とします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
18	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第5節	2	(5)	コ	(ウ)事業区域の近接地	事業実施区域の南側道路「市道中島砂田線」の一部について、現在は新搬入道路工事中で通行止めとなっており、「工事完了後も通行止めは継続します」と表示されています。新ごみ処理施設建設工事期間中も行政協議を行えば通行止め（封鎖）が可能なものとして計画を行ってよろしいでしょうか。	当該区間は、9月議会にて市道路線変更の議案が提案され、市道としては廃止される内容になっています。新施設工事中は現施設管理用駐車スペース等として使用予定のため車両の通行はできません。
19	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第5節	2	(5)	ソ	施工方法及び建設公害対策	当該項目に記載された事項を満足することを前提として、地域特性や周辺環境等を踏まえ、本工事の施工にあたり特に配慮すべき事項や留意点、要求水準書に記載のない個別の条件等がございましたらご教示ください。	削井計画は、事前に協議の上早期に地元区に説明を行うこと。 また、設計の節目ごとに関係区に情報開示や説明の機会を設けると共に、要請に応じて工事進捗状況を説明してください。
20	要求水準書（設計・建設業務編）	33	第1章	第5節	2	(5)	タ	作業日及び作業時間	建設工事期間の工事稼働日については原則日曜日のみ休工として、土曜日 及び 祝日も稼働する工程計画を組み事業者提案としてもよろしいでしょうか。 （魚沼市様による事前の近隣説明会等にて工事稼働日の制約はありましたでしょうか。）また、週休2日制とする場合は「現場作業所」の4週8休（4週8閉所）ではなく、「工事従事者」の4週8休との理解してよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書のとおりとします。 後段については、「現場作業所」の4週8休（4週8閉所）を原則とします。
21	要求水準書（設計・建設業務編）		第1章	第5節	2			除雪等について	冬季における工事敷地内の除雪作業で場外排雪を行う場合、魚沼市内の指定雪捨て場を無償で制限なく利用することは可能でしょうか。 雪捨て場の開放時間や曜日による制限についてもご教示願います。	無償で制限なく利用することはできません。 雪捨て場の開放時間等の制限は毎年度協議によります。
22	要求水準書（設計・建設業務編）	66	第2章	第2節	7			脱臭装置	「全炉停止時において、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭を行う装置とすること。」とのことですが、夜間の炉停止時における脱臭装置の運転の要否について、ご教示いただけますでしょうか。	夜間（全炉停止時）についても、運転対象となります。
23	要求水準書（設計・建設業務編）	96	第2章	第8節	7			飛灰貯留設備	飛灰処理物用バンカについて、ロードセルによる重量管理を要求されていますが、小バンカを2基設置する場合は搬出時のハンドリング性が悪いいため、バンカを1基(2室)にまとめて重量監視する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
24	要求水準書（設計・建設業務編）	139	第3章	第2節	2			小型計量機	小型計量機を使用する、直接搬入車による搬入物の想定品目と最大寸法をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書に記載している品目を想定してください。最大寸法は事業者実績により想定してください。
25	要求水準書（設計・建設業務編）	141 143	第3章	第2節	5 8	(5) (4)	オイ	荷下ろしスペース 古紙類ストックヤード	荷下ろしスペースに記載の「自動検知による散水装置」と古紙類ストックヤードに記載の「自動検知による消火設備」は、違う消火設備を想定されておりますでしょうか。また「自動検知による散水装置、消火設備」とは、検知により消火設備が連動することを想定されておりますでしょうか。自動検知の後、人的に作動させる、または消火活動（屋内消火栓を想定）をすることとしてもよろしいでしょうか。	前段の「自動検知による散水装置」と「自動検知による消火設備」は同じ消火設備を想定しています。後段については、貴社ご理解のとおりです。なお、消火設備は自動検知による消火を基本とし、詳細は消防等との協議によります。
26	要求水準書（設計・建設業務編）	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破砕機	「共通防振床盤、防振装置」の設置について、本事業では「堅型式」の提案を予定しております。堅型式は、構造上不適物等の異物排出性に優れ、機器の損傷リスクが低いことや、刃の交換等のメンテナンスが容易であること、内部での爆発の危険性が少なく、万が一の爆発時にも被害を最小限に抑えやすいという、施設安全運営において重要な特長を有しております。堅型式のさらなる特長として「構造上振動が少ない」ことがあり、過去実績において「独立基礎」のみで振動伝播防止を実施しており、問題となった事例はございません。 一方で、「共通防振床盤、防振装置」を堅型式に付加することは、防振ゴムなどの経年劣化部品を無用を増やすこととなります。これは、20年後の引き渡し時の施設状態や、引き渡し後の貴市の維持管理負荷（不要な部品交換等のコスト増）を考慮すると、将来的な懸念材料となります。 以上の理由から「堅型式」を採用する場合においては「共通防振床盤、防振装置」は「必要に応じて設置」としていただけないでしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）第1章第5節(7)アに該当しますので、要求水準書のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
27	要求水準書（設計・建設業務編）	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破砕機	「排出コンベヤ」の設置についてですが、「堅型式」は遠心力と重力により、破砕物が機内を旋回しながら隙間から連続的に排出する破砕構造のため、脈動が少なく、滑らかで均一な排出になることから定量性に優れています。 また、高速回転式破砕機から磁力選別機までの後段のコンベヤには全てインバータによる速度制御機能を持たせるため、破砕物供給量のコントロールが可能です。 一方で、コンベヤ点数を減らすことは、引き渡し後の維持管理負荷（不要な部品交換等のコスト増）の軽減に寄与することが可能です。 以上の理由から「堅型式」を採用する場合においては「排出コンベヤ」は「必要に応じて設置」としていただけないでしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）第1章第5節(7)アに該当しますので、要求水準書のとおりとします。
28	要求水準書（設計・建設業務編）	151	第3章	第3節	7	(1)	ア	破砕機保全ホイス	形式の指定がございます「ホイストクレーン」は、構造上、ドラムにワイヤを巻き取って昇降するため、巻き取りの進行に伴いフックの位置が必然的に横方向（水平方向）へ微小にスライドしてしまう特性（横引き現象）があり、着床作業において少々扱いにくいことを懸念しております。 これに対し、「チェーンブロック方式」は、スプロケット（歯車）の回転機構によりチェーンを昇降させる構造であるため、巻き取りによるフックの横移動が発生しにくいいため取り扱いがし易いことがメリットとなります。 また、ドラム巻き取り構造特有の「乱巻き（ワイヤの重なり・噛み込み）」も、スプロケット構造のチェーンブロックでは発生しません。 上記の通り、荷物の昇降のみならず、特に破砕機のような組立作業に使用する機器の保全ホイスの使用目的においても、チェーンブロックの構造の方が適していると考えております。 他の保全ホイスも同様となりますが、保全ホイスの形式は事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）第1章第5節(7)アに該当しますので、要求水準書のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
29	要求水準書（設計・建設業務編）	156 163 164	第3章	第3節 第4節 第4節	10 6 6	(2) (2) (3)	エ エ エ	破砕アルミ貯留ヤード スチール缶成形品ヤード アルミ缶成形品ヤード	アルミ貯留ヤード、スチール缶成形品ヤード、アルミ缶成形品ヤードに「自動検知による消火設備を設ける」とありますが、アルミ、スチールは不燃物であることから個別に消火設備を設置するのではなく、法的に必要な屋内消火栓により対応することとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
30	要求水準書（設計・建設業務編）	182	第3章	第9節	2	(4)		計装制御計画	ごみ搬入データ、資源化物の搬出データは、エネルギー回収型廃棄物処理施設のデータ処理装置にて処理することですよろしいでしょうか。 (P184 (2) 記載より「エネルギー回収型廃棄物処理施設との一括処理も可とする」)	貴社ご理解のとおりです。
31	要求水準書（設計・建設業務編）	183	第3章	第9節	4	(1)		制御装置	ITVの操作については、オペレーターズコンソールには組み込まず、ITV装置に含まれるモニターディスプレイもしくはノートPCのマウス操作により、必要な機器のカメラの遠隔操作を行うこととしてもよろしいでしょうか。	操作が容易にできることを前提に貴社ご提案を認めます。
32	要求水準書（設計・建設業務編）	191	第4章	第1節	3	(1)	⑤	洗車棟	配置上困難な場合においては、プラットホーム内に洗車スペースを設ける提案としてよろしいでしょうか。また、洗車場を利用する車両の車種・車両区分範囲につきましても、ご教示いただけますでしょうか。	要求水準書のとおり、処理棟との合棟も可です。ただし、場内で待機することにより混雑の原因となる場合は不可です。利用する最大車両は4tパッカー車を想定しています。
33	要求水準書（設計・建設業務編）	191	第4章	第1節	3	(2)	②	緑地帯	堆雪スペースについて検討するため、現在建っている既設炉の堆雪スペースを示す図面をご提示いただけますでしょうか。	別紙1「堆雪スペース」をご参照ください。
34	要求水準書（設計・建設業務編）	229	第5章	第1節	2			解体・撤去施設概要	解体・撤去対象となる構築物が建設される以前に、同敷地内に建物その他の構造物が存在していた経緯がございましたらご教示ください。	旧ごみ焼却場が存在していました。別紙2「旧ごみ焼却場」をご参照ください。
35	要求水準書（設計・建設業務編）	230	第5章	第1節	3	(2)		敷地調査	建設予定地の埋設物に関連して、建設予定地に建てられていた施設の図面(杭などを示した図面)があれば、ご提示いただけますでしょうか。	図面はありません。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答
36	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第5節	5	(10)		本業務期間終了時の引渡し条件	「本市は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態で引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を本市の立会いの下に行う。」とありますが、性能試験の実施主体及び費用負担は運営事業者という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
37	要求水準書（運営・維持管理業務編）	17	第3章	第2節	4	(1)	手数料の徴収など	料金徴収時の電子マネー使用手数料については、貴市ご負担との認識でよろしいでしょうか。事業者所掌の場合、想定手数料をご教示願います。	貴社ご理解のとおりです。
38	要求水準書（運営・維持管理業務編）	17	第3章	第2節	4		手数料の徴収など	「現金又は電子マネー（クレジットカードは不可）で手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を、本市に代わり徴収する」とありますが、電子決済が可能な計量システムを建設事業者にて納入するという理解でよろしいでしょうか。また、電子決済等代行業者との契約及び電子決済端末に必要なインターネット回線のご手配や通信費用について、お考えがありましたら、ご教示願います。	前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、電子決済端末の設置及び通信費は事業者範囲とし、電子決済等代行業者との契約は実施設計によります。
39	要求水準書（運営・維持管理業務編）	18	第3章	第3節	(7)		搬入管理	「運営事業者は、患畜等の処理などについて本市から要請があった場合は、原則対応することとし、適切に処理すること。」とあり、第1回質問回答（No.134）にて「発生した事象や規模に応じて、その都度本市と協議の上で対応を決定するもの」と回答をいただいております。現時点で想定している患畜の受入れサイズ並びに数量についてご教示願います。	処理の対象は豚、鶏等を想定しています。 受入れサイズは、ごみ投入ホップ等の安全対策を満たすように貴社にて想定の上、ご提案ください。数量は想定できません。
40	要求水準書（運営・維持管理業務編）	19	第3章	第10節			処理生成物等の搬出	「運営事業者は、本施設で派生した焼却灰、飛灰、処理困難物及び資源物等を、本市が場外に搬出する際に、車両への積み込み、計量等の作業を実施すること。」とありますが、搬出を行うおおよその日時について決まっているものがありましたらご教示願います。 決まっていない場合、受付時間外に搬出する等、協議により調整可能と理解してよろしいでしょうか。	原則受付時間内で対応してください。 日程は協議により調整可能です。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
41	要求水準書（運営・維持管理業務編）	19	第3章	第10節				処理生成物等の搬出	焼却灰、飛灰、処理困難物及び資源物等の搬出について、事前に搬出計画を策定するうえで留意しなければならない点がございましたら、ご教示願います。（例：土日祝、年末年始の搬出は不可等）	No40の回答をご参照ください。
42	要求水準書（運営・維持管理業務編）	32	第8章	3	(1)			積雪対応	敷地外の予定地周辺道路は貴市にて除雪対応をされているとの認識ですが、周辺除雪範囲を図示していただけないでしょうか。	事業者の除雪対象範囲を要求水準書添付資料-1「事業実施区域」に示します。運営に必要な範囲は事業者で除雪してください。
43	要求水準書（運営・維持管理業務編）	33	第8章	第7節	(1)			ホームページの開設及び運営	「運営事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを開設し、運営すること。」とありますが、開設するホームページデータの所有権は貴市となるか、運営事業者にて所有、管理運営となるかご教示願います。	後者を想定しています。ただし、これらのデータ等については、協議により市も使用できるものとします。
44	要求水準書添付資料2	1						河川保全区域内のボーリング調査	発注者による事前ボーリング調査では、河川保全区域内において堤防定規断面以深まで調査が実施されているように見受けられます。本業務において受注者が実施するボーリング調査についても、堤防定規断面以深への掘進を認めるものと考えてよろしいでしょうか。	事前に河川管理者と協議し必要な手続きを経てください。
45	要求水準書添付資料3	1						ユーティリティ設備（各種取り合い点）	本施設は敷地に十分な余裕がないため、周回道路やランプウェイの配置によっては、電柱の移設が必要となる場合がございます。つきましては、必要に応じて電柱の移設についてご対応いただくことは可能でしょうか。	要求水準書（設計・建設編）第4章第3節2(1)オの内容に従い、事業者の責任及び負担において移設を行うことは可能です。
46	要求水準書添付資料-3							ユーティリティ設備（各種取り合い点）	黄色丸印に「電柱R8年度撤去」、「電柱R8年度移動」とありますが、これらの工事は本工事所掌範囲外と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答
47	様式集 【Word編】						事業提案書 様式第7-2号 様式第7-4号 様式第7-5号 様式第7-9号	「非価格要素審査に関する提出書類」の様式第7-2号、様式第7-4号、様式第7-5号、様式第7-9号において、それぞれ以下の資料添付が求められています。 ・様式第7-2号添付資料2（処理フロー図） ・様式第7-4号添付資料1（全体配置・動線計画図） ・様式第7-4号添付資料2（各階平面図） ・様式第7-5号添付資料1（立面図（4方向）） ・様式第7-9号添付資料1（工事工程） これらの添付に際し、その体裁は、要求水準書（設計・建設業務編）p.23に記載の「契約設計図書」と同様のものを提出すると認識しております（第1回質問回答No.155）。 一方、当該書類が非価格要素審査の評価対象であることを鑑み、必要に応じて、設計図書の体裁にとらわれず説明文の追記や視覚的なデフォルメを施すなど、読み手の理解を促す分かりやすい体裁のものも合わせて添付することをお認めいただけないでしょうか。	体裁については、貴社ご提案を認めます。ただし、添付資料での新たな提案は認めませんので、提案内容を様式に記載したうえで、それと同じ内容を添付資料に転記するなどとしてください。
48	様式集 【Excel編】	様式 8	12	1			区分の表記	「区分」が「固定費A」又は「変動費B」をプルダウンで選択する形式になっておりますが、選択肢が「変動費B」のみとなっております。 こちらは入力規則の設定誤りとの理解で、枠外の入力規則の参照セルをこちらで修正し、入力する形でよろしいでしょうか。	修正版を公表します。
49	様式集 【Excel編】						様式第8-13号 様式第8-14号	SPCを設立しない場合について、本案件で発生する法人税の計算が難しいため、様式第8-13号④法人税以下は「-」記載とさせていただきますてもよろしいでしょうか。 また、同じくSPCを設立しない場合については、様式第8-14号の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	前段については貴社ご理解のとおりです。 後段については、様式の注釈に記載のとおり、可能な範囲で詳細を記載してください。
50	様式集 【Excel編】	様式 15, 16 参考					地元発注金額の考え方	魚沼市様の契約制度で定められている「特別認定市内業者（市内業者と同等とみなす準市内業者）」に認定されている業者は本事業においても市内業者とみなし、認定業者へ発注する場合は地元発注金額に加算されるとの認識でよろしいでしょうか。	不可とします。本店又は本社を魚沼市内に置く事業者のみとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
51	建設工事請負契約書(案)	別紙 2						出来高予定額	市様の年度別出来高についての考え方をご教示願います。 ①年度別出来高について、事業者側の工程に合せた出来高をお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 ②今後の工事工程を考えるにあたり、年度毎の出来高金額又は、年度毎の出来高パーセンテージをご教示いただくことは可能でしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、本市の財政的な観点から、各年度での平準化や循環型社会形成推進交付金制度で示されるパーセンテージ等も踏まえて計画してください。
52	運営業務委託契約書(案)	3	第1節	第13条				再委託等の禁止	第1回質問回答(No. 182)にて、「運転業務」を第三者に委託することは可能かといった問いに対し、本項の定めに従った再委託を妨げるものではないとの回答をいただいておりますが、公金の取り扱い業務についても同様の扱いと理解してよろしいでしょうか。	公金の取り扱い業務については、法令上必要な手続きも履行いただく必要があります。
53	運営業務委託契約書(案)	8	第3節	第27条	第3項			処理不適物の取扱い	【「運営業務委託契約書(案)」第27条第3項ただし書における処理不適物による故障時の費用負担について】 第1回質問でもお伺いいたしました本箇所の規定につきまして、重ねての質問失礼いたします。 原案の表記では、貴市が処理不適物による故障費用を負担する要件が「市が回収・搬入したごみ」に限定されており、一般持込ごみに起因する故障の場合、受注者が善良なる管理者の注意義務を果たしていたとしても、免責されず(受注者の全額自己負担となる)、一般持込ごみに処理不適物が混入しており発見不可能な場合においても、受注者が無過失責任を負うと解釈することが可能となっております。 本記載ですと、受注者による処理不適物の選別マニュアルの確立及びこれに基づく適切かつ安定的な業務遂行が困難になることが見込まれるため、他自治体同様、適切な受入・選別業務(善管注意義務)を尽くしていても発見が不可能であった場合には、一般持込ごみに起因するものも含めて広く免責対象としていただけないでしょうか。 第27条第3項ただし書の「発注者が回収して搬入した廃棄物」という限定文言の削除、もしくは「搬入経路を問わず、受注者が善良なる管理者の注意義務を果たしていた場合には発注者が費用を負担する」という内容に、契約書案の条文をご変更(ご再考)いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答
54	運営業務委託契約書（案）	8	第3節	第27条	第3項		処理不適物の取扱い	【「運営業務委託契約書（案）」第27条第3項における、処理不適物による施設故障時の『発見不可能性』の証明方法、および『一般持込ごみ』に起因する故障の免責についての確認】 上記項目の契約書案のご変更自体は難しいとされた場合、現案の条文を前提とした実務上の運用解釈についての確認となります。 ごみピット内での混載・攪拌等の影響により、事後的に原因となったごみを特定することが物理的に困難なケースが想定されます。本項ただし書の「発見することが不可能であったことを受注者が明らかにしたとき」に関し、第1回質問回答（No. 184）では「善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）」をもってしても発見不可能であったこと」を受注者が明らかにした場合に合理的判断を行う旨のご回答をいただいております。 これらを踏まえまして、以下の2点についてご教示いただけますでしょうか。 受注者が善管注意義務をもって業務を行ったことを説明できた場合には、当該費用は受注者にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。 また、受注者が善管注意義務を尽くしていたことが客観的に説明された場合には、原因となった処理不適物の流入元が一般持込ごみであったとしても、「運営業務委託契約書（案）」第39条第1項ただし書（受注者の責めに帰すべき事由でない異常事態の発生）の適用、または第27条第3項ただし書の合理的解釈により、当該費用は発注者にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	前段の点について、ご指摘の「受注者が善管注意義務をもって業務を行ったことを説明したこと」ことも判断の一要素としつつ、条文に定める要件を満たした場合に、発注者負担となります。 後段の点のうち、第39条第1項ただし書については発生した事象が異常事態又は計画外の運転停止に該当するかで判断されます。第27条第3項ただし書については、条項のとおり、「発注者が回収して本施設に搬入した廃棄物に混入していたものであり、かつ受注者において当該処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにし、発注者が合理的と判断したとき」に発注者の負担とします。
55	運営業務委託契約書（案）	13	第40条	2			運転停止を伴わない異常事態の発生に対する固定費Aの減額	運転停止を伴わない異常事態の発生について、貴市にて想定している内容があれば具体例をご教示願います。	要監視基準の逸脱のケースが考えられますが、これに限られません。基本契約書における「異常事態」の定義及び要監視基準に関する要求水準書（運営・維持管理業務編）第6章第3節もご参照ください。
56	運営業務委託契約書（案）						H7調整池設計報告書	入札参加資格審査通過者に提供された資料として「H7調整池設計報告書」をいただいておりますが、建設用地について調整池、道路の拡幅をした際に開発許可を受けていましたらご教示願います。	開発許可は受けていません。ただし、都市計画決定並びに河川占用及び工作物新築許可を受けています。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問	回答
57	第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書	4	23	処理対象物及び計画ごみ処理量	医療系廃棄物に関するご回答について、以下の項目をご教示いただけますでしょうか。 ①箱状容器の最大寸法について、現状処理されている容器の寸法をご回答いただきましたが、本事業における最大寸法は現状から変更はないと考えてよろしいでしょうか。 ②搬入頻度、1日あたり平均搬入量および最大搬入量は令和5～7年度実績についてご回答いただきましたが、本事業において想定される数値をご教示いただけますでしょうか。 また、本事業の計画年間処理量は234 tであり、令和5～7年度実績より大幅に増加する計画と思われますが、現状からどのように収集計画が変更となる見込みか、ご教示いただけますでしょうか。	①変更の予定はありません。 ②計画年間処理量はオムツを含めた量となっており、第1回目の質問では箱状容器を使用した実績を回答していません。よって収集計画の変更はありません。
58	第1回質問書に対する回答書（入札参加資格以外）	5	28	設備方式	暖房設備は余熱利用に限らず電気式の提案をお認め頂けると回答頂きましたが、冷房設備についても電気式の提案をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
59	第1回質問書に対する回答書（入札参加資格以外）	18	146	上水	水道取合点（R8施工予定）について、上水の供給条件（取合口径、使用可能最大給水量等）をご教示いただけますでしょうか。	上水の供給条件は次のとおりです。 取合口径：φ75mmまで（本管口径φ100mm） 使用可能最大給水量：30m³/h
60	第1回質問書に対する回答書（入札参加資格以外）	19		既設駐車場	「既設駐車場は改造工事したうえで現施設解体までの間、使用する計画としています」と記載ありますが、具体的な改造工事の内容、実施時期をご教示ください。	工事内容は搬入動線を含めた出入口位置の変更を想定しています。なお、具体的には現在の西側からではなく、南側から出入りできる改造工事を想定しています。 また、実施時期は令和9年度上半期を予定しています。
61	その他			新搬入道路計画図	新搬入道路計画図のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	別途CADデータを提供します。
62	その他			堆雪スペース	既存施設内で堆雪スペースとして運用している範囲をご教示いただけないでしょうか。	No33の回答をご参照ください。